

# 幕末期越中福光における生糸の生産と流通

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000088">https://doi.org/10.24517/00000088</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 研究ノート

### 幕末期越中福光における生糸の生産と流通

梶 川 勇 作

はじめに 明治後期から大正期にかけて、わが国製糸業においては大製糸資本が工場を全国各地に進出させる動きの一方で、製糸工場が著しく集積する地域が成立した。しかし、幕末期・明治前期には全国有数の中心地でありながら、この時期に衰退する地域も少なくない。ここで取りあげる砺波郡福光はこのような好事例である。

明治26年の10釜以上の製糸場調査によると、砺波郡の釜数は1,849釜であり、このうち福光町が855釜を占めている。全国で、この砺波郡の釜数を上まわる市郡は長野県諏訪郡をはじめとする7市郡にすぎず、また福光町の釜数を越える市町村も、諏訪郡平野村・同郡下諏訪町・上高井郡須坂町・甲府市・飛騨大野郡高山町・前橋市の6市町村だけであった。しかるに、大正3年の同様の調査によれば、5,000釜をこえるような市郡がいくつもでてきているのに対して、砺波郡はわずか177釜に激減している。東山梨・丹羽・郡上・吉城・加佐郡などもこの間に釜数が減少しているが、砺波郡ほど著しくはなかった。(第1表)

このような衰退の要因を知りたく思い、現地へ出かけた筆者が手にしたのはおもに幕末期における小松との争論文書であって、直接明治後期の衰退を分析できるものではなかった。しかし、ここにその史料を紹介しつつ、幕末期の生産状態を推測し、そこから考える衰退の要因について若干の私見をのべたいと思う。

(1) 村の状態と生産の起源 福光村は蓮如が加賀に創立した善徳寺が、天文2年(1533)ここに移されたことによって開かれた門前町であった。天正元年(1573)、寺は隣の城端に移転されたが、福光村は小矢部川水運を利用する加賀藩の蔵米の集散地として栄え、<sup>1)</sup>「蔵宿」設置場所として藩の指定を受け、幕末期には米商人が<sup>2)</sup>20軒ほどもあったのである。<sup>3)</sup>

1) 富山県史編纂委員会編：富山県の歴史と文化、昭和40年、など。

2) 石川県図書館協会編：加能越三州地理志稿、昭和7年、p. 211。

3) 「百姓頭振等日用稼方人別書上申帳」(天保12年5月)福光町立図書館蔵(以下文書はとく／＼)

第1表 製糸場集積地の釜数

資料：農商務省、全国製糸工場調査(第1次、第7次)

県名	市郡名	明治26年	大正3年
山形群	東置賜郡	1,244	1,732
	前橋市	1,043	5,060
	群馬郡	320	2,457
"	北甘棠"	602	3,157
	碓氷"	856	2,845
埼玉	北足立"	100	2,488
	児玉"	1,394	2,262
"	大里"	15	4,552
	甲府市	2,453	2,599
山梨	東山梨郡	2,791	2,112
	東八代"	1,045	1,190
"	中巨摩"	1,280	4,406
	長野	北佐久"	1,069
"	小県"	1,034	5,849
	諏訪"	9,338	29,799
"	上伊那"	2,978	4,797
	下伊那"	1,866	5,018
"	西筑摩"	819	524
	東筑摩"	873	* 4,201
"	北安曇"	1,033	975
	埴科"	1,625	2,707
"	上高井	3,694	5,844
	富山	砺波	1,849
岐阜	郡上"	1,497	941
	恵那"	1,638	2,226
"	大野"	1,202	885
	吉城"	957	418
愛知	丹羽"	2,160	1,737
	額田"	101	2,413
"	宝飯"	282	2,797
	渥美"	369	** 8,654
京都	何鹿"	866	1,047
	天田"	846	541
"	加佐"	947	158
	上位10市郡計 (A)	30,392	78,180
全国合計 (B)	105,157	218,315	
(A)/(B) (%)	29.0	35.8	

10釜以上の製糸場釜数。明治26年800釜、

大正3年2,000釜以上のみ掲載。

\* 松本市を含む、 \*\* 豊橋市を含む。

村の戸数は慶長元年(1596)の51戸から享保11年(1726)には255戸となり、さらに天明5年(1785)には506戸と倍増している。天保12年(1841)には578戸、人口約2,400人であったが、ほかに村外から雇い入れた下人下女が153人いた。<sup>4)</sup>

明治4年の「高帳」によると、全戸数637戸のうち、高持はわずか114戸であり、かつ村高の61%を持高50石以上の9戸が保有し、ほとんどの住民(523戸)は無高であった。幕末期の福光村は「農村」とはいえない職業構成を示している。天保12年の「日用稼方人別帳」によると、農業は総戸数の28%にすぎず、さらにこのうち専業農家は半分以下である。住民の多くは日雇・歩荷(荷物運び)などの半失業的な労働者や、大工・左官などの職人、菓子商などの小商人である(第2表)。一方、米穀・肥料・魚・塩・油・芋<sup>がせ</sup>・麻布を扱う者のなかに下人下女を雇うほどの商人がいた。<sup>5)</sup>例えば、前田屋源兵衛は村外からの下人下女5人を雇い、高持で、質屋と麻布商を兼ね、当時、約8,500疋(村の1/4)の麻布を扱っていた。また、幕末の加賀商人銭屋五兵衛の貿易生糸は福光産であり、これを村で扱った

へに断らない限り同図書館蔵)。

4) 前掲1), 3) など。

5) 前掲3)。この史料に生糸商・製糸家に関する記載がまったくないのは前書きに「今

度稼方帳面へ後家彌之外糸布稼方其分人別に書上不申候」としているためであろう。

のが彼であるといわれる。<sup>6)</sup>この家の明治4年持高は195石で、村内第1位であった。この史料は各家の戸主の職業書き上げであるため、女性の職業は「後家傭等」についてだけしか分らない。記載のある女性94人のうち、最も多いのは、「布機糸挽」の63人で、これに次いで「苧糸うみ」あるいは「苧糸うみ糸挽」の25人であり、その他は9人にすぎない。

第2表 幕末期のおもな職業 (天保12年)

資料：福光村百姓頭振等日用稼方人別書上申帳  
男の戸主の職業である。女の戸主のそれは本文参照。

職業	人数	専業	兼業	主な兼業内容
農業	132	46	86	日雇 51, 歩荷 10, 番人 3
高持農業	29	27	2	油商 2
日雇	104	39	65	農業 51, 菓子商 3
歩荷	51	39	12	農業 10
手代・下人	31	30	1	
菓子商	25	10	15	日雇 3, 草履商 3
大工・左官	20	17	3	
米商	19	11	8	肥料商 2, 農業 2
苧糸商	15	2	13	肥料商 5, 太物古手商 3
魚商	12	4	8	農業 2, 肥料商 2
諸仲人	11	6	5	農業 2
肥料商	11	1	10	苧糸商 5, 米商 2
古道具商	13	6	7	菓子商 2
太物・古手商	10	6	4	苧糸商 3
油商	10	4	6	農業 2, 高持農業 2
紺屋	8	8	—	
宿屋	6	3	3	農業 2
その他	121	81	40	
実人数計	484	340	144	

兼業の者があるので「人数」を合計しても「実人数計」にならない。

福光は福野・津沢・井波・城端とともに砺波散村の商業の集中地—いわゆる在郷町—であり、加賀藩の改作法によって農村からしめ出された貧農の二・三男が集ってきたものと思われる。福光村の住民あるいはその先祖の出身を示す屋号名のほとんどは半径5~6kmの円内の村名に見出すことができる。<sup>7)</sup>これは福光へ蔵米を送っていた圏とはほぼ一致している。これが直接に福光の商業と結びついていた範囲であろう。

この福光村は北陸第一の生糸産地であった。明治10年郡別統計によると、現在の石川

6) 高橋経済研究所編：日本蚕糸業発達史，上巻，昭和16年，p. 66.

7) 前掲3)記載の屋号による。隣接の福野・城端・井波などでも屋号名が周辺の村名に多く見出される。

第3表 北陸地方製糸工場数別町村数(明治26年)

資料第1表に同じ

郡別	工場数別	工場数別												工場数計	釜数計	生産量 (百斤)	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	44					
坂井	井田	2													2	40	21
吉大	野立		2			1			1						8	90	15
今南	条敷		1												9	394	254
遠大	飯沼	2													2	100	75
江能	美北	4				1									2	122	39
河羽	咋島	1													9	404	200
鹿鷹	至波	6	1		1										1	20	4
砥婦	川沼	8	4	2		1	1								12	122	42
上北	新魚沼	3	2			1									33	494	122
南北	魚沼	6													12	269	115
三	蒲原	6													6	113	30
	島	2	1	2			1			1					25	317	59
			2												4	115	22
		3	4	1		2		1				1※			75	1849	624
		2										1※※			14	451	121
		2			1										6	159	32
		6	2	3											19	696	139
		9	2	1	2	2									34	929	136
		1													1	18	4
		3	1												5	125	25

10釜以上の製糸場。 ※…福光, ※※…八尾, 金沢市は河北郡に含む。

・富山両県下において、生産の少ない石川郡を除くと、砺波郡が最も生糸に特化している(第4表)。砺波郡で使用された繭の少なくとも6割は郡外からの移入繭であったと思われる。<sup>8)</sup>この砺波郡の中心的産地が福光であり、この村での使用繭は明治初年において、富山県(当時新川県)生産繭の半分に相当している。明治6年新川県生糸改会社ができた時に、“本社”がこの村に置かれたこと<sup>9)</sup>もその地位をものがたる。

福光地方産出の生糸は、当時、「曾代糸」とよばれた。その由来については「慶長以前、美濃国曾代村(当時、武儀郡、現在、美濃市に属している—引用者注一)の某医、福光村に来る。其妻女繭より糸を繰ることを知るを以って邑人就きて、其技を学び、…福光糸をも曾代糸と称するなり」(越中史料、巻4、pp.136—8)といわれ、隣の井波でも糸挽技術は美濃国郡上地方から、天和年間(1681~4)に伝えられ、その糸も曾代糸とよばれている(井波誌、p.203)。しかし、福光の「曾代糸」生産は享保年間頃

8) 生糸1斤生産するのに必要な繭を全国平均値の10斤とすると、砺波郡の使用繭は1380百斤、生産繭533百斤を差し引き、不足繭847斤。

9) 「新川県生糸改会社規則」(明治6年5月)第6条。

にはなく、宝暦年間(1751~64)からはじまるとされる。とすれば美濃から伝えられた製糸技術は一世紀以上の間、本格的には導入されなかったことになる。

宝暦年間頃から発展しはじめたことはこの村のもう一つの重要産物であった麻布の展開時期と一致する点に注意したい。幕末期の福光では「農業之外大体五月より七月迄糸挽稼働、其余平常布機<sup>おがせ</sup>芋<sup>11)</sup>給賃仕事仕候」あるいは「糸綿出来之義者夏向稼働御座候。五月下旬より八月末迄百日斗りの内相稼働申業に御座候」といわれている。前述の天保12年の女性職業のうちで、圧倒的に多い「布機糸挽」は夏季に生糸を挽き、冬季等に麻布を織ることを示している。「明治16年民業表」に「女業」として「機織

業四百人」、「糸曳四百人」とあるのも各400人いたのではなく、「布機糸挽」が400人いたと解釈すべきである。同年の生糸商10戸のうち5戸は布商でもあったことなど、いずれも、この村においては生糸と麻布の生産が表裏一体化していたことを示すのである。

(2) 生産組織 この村では繭はほとんど生産されなかった。「蚕用桑之儀者私共在所に於て飼蚕不仕候<sup>13)</sup>」所方にては繭少分ならば出来不仕候<sup>14)</sup>などといわれ、周辺村々だけでなく、すでに文化年間(1804~18)頃には加賀国河北・石川両郡や能登国の山村あるいは今石動の間屋から繭を仕入れている。明治3~5年3年間の使用繭47,100貫<sup>15)</sup>

第4表 加賀・能登・越中の繭と生糸の生産(明治10年)

資料：同年農産表(日本農業発達史、第10巻所収)による。

郡名	繭(A)	生糸(B)	B/A(%)
石川	30	65	217
河北	200	3	1
能美	1955	177	9
江沼	345	50	14
加賀小計	2531	295	12
珠洲	5	0	1
鳳至	5	0	4
鹿島	49	2	4
羽咋	37	4	10
能登小計	95	6	6
新川	265	7	3
射水	26	0	2
砺波	533	138	26
婦負	1151	113	10
越中小計	1975	259	13
合計	4602	560	12
全国計	189735	19543	10

単位 100斤

10) 「福光村役人書上」(文政6年11月)。

11) 前掲3)。

12) 「御国産相増候様村方仕法書上」(文政2年2月)。

13) 「糸綿員数并蚕用之桑に付申上候」(文政3年5月)。

14) 「曾代糸出津御聞届一件」(天保6年9月~同7年4月)。

15) 「所方産業之品書上之控」(文化8年10月)。

第5表 福光の生糸・麻布生産量

年次	生糸(把)	麻布(疋)
天明・寛政頃	?	約 8,000
文化頃	約 3,000	約 20,000
文政元年	5,546	約 26,000
" 2 "	5,453	各約 36,000
" 3 "	4,570	
" 5 "	5,581	
" 6 "	6,306	
天保6 "	約 5,000	
" 12 "	?	33,856
弘化元 "	約 7,000	約 60,000
嘉永3 "	?	58,426
安政5 "	3,811	60,973
万延元 "	5,072	69,749
文久元 "	5,720	68,360
" 2 "	6,721	64,500
" 3 "	3,839	70,892
元治元 "	5,403	97,493
慶応元 "	3,781	94,600
明治3 "	1,800	20,000
" 4 "	3,300	?
" 5 "	4,000	?
" 15 "	2,900	59,000

注：生糸1把は重さ約300匁。文政以前の麻布には近在産出を含む。

売られたのである。

福光の生糸生産は工程のうえではもちろん、地域的にも養蚕および絹織から分化していた。それゆえ、繭の買い集めと生糸の売却が大きな課題であった。製糸家は繭確保のために、養蚕農家に前貸をしていた。「山方等繭買入候村々へは繭引当として飯米等振替仕来候」「石川河北并砺波山入村々にて日頃より前手銀指遣置買集可申儀に御座候<sup>19)</sup>」とあり、又、砺波郡太美組11ヶ村の願い書(文政11年)には「春以来飯米并味噌塩<sup>20)</sup>等も人々まゆ持附候方より仕送申儀にて前々年々々様成来り申趣に御座候」とある。周辺<sup>18)</sup>の村には食料物資を、比較的遠い村には前貸銀を貸し付けたのであろう。この前貸

匁のうち、「当村并近在出来高」は9,500貫(20%)にすぎず、残りは<sup>16)</sup>「石川県下等より買入高」である。福光は加賀藩領内の各地から繭を集めたのである。

福光での生糸消費すなわち絹生産は文化年間にはわずか(30疋ほど)であったが、慶応・明治初年頃には3千疋になっている。<sup>17)</sup>しかし、明治4年の「生産大綱書上帳」によると、生産された六丈絹3千疋に用いた横糸は280把にすぎず、縦糸(220把)は五箇山等から買い入れたものであり、村内で消費された生糸は生産された生糸(約5千把)の1割にも満たないのである。福光産出糸の売先を示す史料のうちで「在所絹機屋」の記載は文久2年(1862)の90把だけである。生糸のほとんどは村外へ

16) 「産物出来高」(明治5年10月)。

17) 「産物方御用留写」(慶応2年~明治2年)。

18) 「糸出津員数留帳」(文久元年~同2年)。

19) 前掲14)。

20) 「糸他国売出津奉願候に付文政元年より願書付等写」

資金の準備が不可欠であるために、製糸家は資金の回転に頭を痛め、生糸の商品化を急がねばならない。売れ残りの多かった天保6年の願い書によくその状況がのべられている。「春子まゆの儀は五月半々六月半頃迄挽揚候上、売捌右代銀を以て引続き夏子まゆ買集め、七月半頃までに挽揚仕入銀繰に仕候得者、小前之者仕入銀借用之利足一口にて相済候得共、当時之処、右様弁理之商方出来不申候<sup>21)</sup>付、春子まゆ買集め候仕入銀返済不得仕内夏子まゆ仕入銀別段に借用不仕は稼方出来不申候<sup>21)</sup>」。

安政6年(1859)には福光村に58人、福光新町に19人、計77人の製糸家がいた。<sup>22)</sup> 明治16年の製糸家50人のうち、48人は兼業であった。兼業の内容は農業20人、日稼10人、布商5人、米商5人、諸仲買5人、種油3人である。<sup>23)</sup> 安政6年の製糸家のうち、その3年前に米商を営む者5人、古道具商3人、豆腐商3人が含まれ、<sup>24)</sup> また11年後に6人は米商、3人は横泊商、3人は肥料商、3人は油商、2人は質屋を営んでいることが確かめられる。製糸経営は多く兼業の形で行なわれていたと考えられる。

糸挽はもちろん女性である。この人数については文政3年(1820)の史料に「村方糸綿出来仕候数百之稼人共<sup>26)</sup>」とあるのみである。当時の1日1人の生産量と総生産量から逆算してみたい。前者について次のようにいわれている。「自分宅へ取請挽申者は巻把に炭宅俵焚、十日程に巻把挽申候。……但巻日にまゆ四百目ヅツ挽申候<sup>27)</sup>」「糸挽女雇為挽申分者巻日に四升宛為挽、賄申候<sup>27)</sup>」(享保頃)。「糸挽釜巻口に付蚕目形三拾貫目斗、但巻日にまゆ四百目宛之図りを以て、日数七拾五日分に御座候<sup>28)</sup>」(文政7年)。「糸巻把出来候覚……三貫九百四拾目、糸に相成候繭……人工拾三人式歩懸り<sup>28)</sup>」「三貫貳百目糸繭、此糸目形三百目……拾貳日出来<sup>29)</sup>」(天保9年)。1把の生糸を挽くのに10~13日間を要している。年間糸挽日数として、上記史料中の75日をとると、糸挽一人の年間生産は生糸6~7把となる。福光の化政・天保期の総生産量は約5,000把であるから、糸挽は700~800人いたことになる。前述の「数百之稼人共」とあるのも誇張ではないのである。天保年間の福光村女子人口は1,200人ほどである。糸挽の人数は村内女子労働人口

21) 前掲14)。

22) 「曾代糸有高相調理申上帳」(安政6年9月)。

23) 「福光村民業表」(明治16年11月)。

24) 「諸商売人出来年号等相調理帳」(安政3年12月)。

25) 「諸商売人書上帳」(明治3年6月)。

26) 前掲13)。

27) 富山県立図書館蔵、菊地文書、「絹出来之事」(福光町史編纂会石崎俊彦氏の写しによる)。

28) 「金沢赤倉屋八郎兵衛趣意書之覚」(文政7年3月)、井波町立図書館蔵。

29) 「井波町等絹機織屋井下職人名人数書上帳」(天保9年12月)、井波町立図書館蔵。

30) 前掲23) および「福光村物産表」(明治15年)によると、明治15年頃では1人当り年9把である。



の8割以上に相当する。

これらの糸挽にはもちろん製糸家の家族も含まれるし、上述の史料のように賄つきで雇われるものもあったが、ほとんど自宅で渡された繭を挽き、挽賃をうけとる賃挽であったと考えられる。一把の挽賃は約銀15匁（1日当り銀1匁強）であり、米25～30升に相当していた。この挽賃は生糸価格の1割5分前後をしめるものであった。糸挽は「近在へ福光が賃挽に為致候義は御座候」とあるように、村外にもいたようであるが、その期間が5～7月という水田耕作に多忙な時節であること、村内には日雇や歩荷・小商人の妻娘にとって、ほかに夏仕事が無かったことから、非農業的な村内女子労働力による賃挽の形態を支配的と考える。

（3）藩の保護と統制 福光が属していた加賀藩領には小松・城端・井波などのいわゆる加賀絹産地があった。加賀絹は藩の重要な移出品である。文化8年（1811年）の「産物交易金銀出入」<sup>32)</sup>によると、絹は移出品金額の19%をしめて、米の40%に次ぐ地位にあった。藩が領国経済上、絹生産を保護統制したことはよく知られている。この政策は養蚕および製糸にもおよんでいる。福光の製糸家に繭仕入資金を融通している。寛政3年（1791）銀15貫、同4年10貫、同7年25貫、文政6年（1823）30貫などが藩産物銀からの借用例である。<sup>34)</sup>寛政年間の借用が多く知られるのは、福光の曾代糸生産発展の初期にあたる点で注目される。寛政年間はまだ加賀絹が売行不振になりはじめる時にあたるからである。文政2年の小松の報告によると、小松の報告によると小松絹は「慶安承応之頃は莫大出来之体、其後寛延之頃より六、七万疋或者八万疋斗り出来之儀も有之、寛政年中にも六、七万疋、其後近年五万余或者五万に満不申儀も有之」（小松史料、上巻、p.740）という状態であり、藩は絹生産保護策として、領内での生糸生産振興を計ったと考えられる。そのような藩の原料糸自給化政策を想定しないと、福光における曾代糸生産の展開の急激性を説明しがたい。

藩は以前から生糸自給化政策を出している。すなわち、正徳6年（1716）の生糸領外移出禁止がこの例である。「他国が糸買申者罷越、御領国之糸大方買申由に候間、此以後高値に罷成可申候条、他国者に必売不申候様、御支配之者共御申渡可在之候」<sup>35)</sup>。領外へは生糸の形ではなく、絹に織って移出しようとするものであった。しかし、この禁止

31) 前掲14)。

32) 小田吉之丈編：加賀藩農政史考、昭和4年、pp.651～5、所収。

33) 小松町役場：小松史料篇、上巻、昭和15年。

岩井忠熊：小松絹の発展、史林、34巻（1951）pp.47～62 など参照。

34) 「家伝雑記」（肝煎和泉屋喜兵衛の末えいが、同家の文書をまとめたもの）。

35) 「福光糸出津一件、從享保元年至文政六年」。

令は厳しくなかったようである。天保7年福光村を含む石黒組35ヶ村の十村役であった石崎市右衛門すら「糸之義者文化九年迄無構津出（領外移出—引用者注—）仕来申候。尤、寛政年中津出御割付之品御場江御書上有之候得共、糸者書上には相成不申候」とのべており、正徳6年の禁止令を知っていない。また天保6年の願書に「小松、城端者不及申、其外他国他領等へ売渡来候処、享保元年（正徳6年）、津出御指留被仰付置候由にて、文化九年も他国他領へ売渡候儀、嚴重御指留之旨被仰渡、依って売先手狭に相成……」<sup>37)</sup>とあり、文化9年（1812）以前には領外移出も黙認されていたのである。しかし、18世紀末から19世紀初期に加賀絹の売行不振がはつきりしてくると、藩は生糸の移出禁止を再確認し、取り締りを嚴重にした。それが文化9年の「御領国出来之糸他国江売遣候儀不相成段、先年申渡置候処、近年猥に他国者に売渡候段相聞、不埒之至に候條、以来他国江糸売出候者在之、密々にて相知れ候においては急度相糺曲事可申付候」というもので、「支配所附足輕之儀者、日々町中相廻および御領境へも時々相廻」って取り締ることになった。翌文化10年にはさらに「蚕まいにて他国他領江指遣候様子相聞候。まいの儀者糸仕立候に付、軽き者之産業にも相成および絹出来高に拘り申儀に候條、以来、糸同様他国等江出し候儀指留候」と繭の移出も禁止されたものである。<sup>38)</sup>

藩の政策は加賀絹を増産せしめ、嚴重に統制して運上を取り立て、藩財政を潤おす意図をもっていた。生糸の値上りをおさえるために、その移出を禁じ、また生糸には役銀を課さなかったのも絹増産のためである。生糸生産は加賀絹に従属した待遇をうけたのであった。

（4）生糸をめぐる対立 養蚕家から繭を買い集めた製糸家はそれを糸挽に渡して挽かせ、できた生糸を売る。生糸をめぐる対立は養蚕家および糸挽と製糸家との間にもあったはずである。福光と同様、各地から繭を買い入れていた隣の井波には領外である越中八尾への繭売却をめぐる、砺波郡、射水郡や能登の繭仲買との対立（文政5年）、能登鹿島郡東庄組3ヶ村の養蚕家との対立（天保5年）を示す史料が残っている。<sup>39)</sup>井波では挽かれた生糸はそのままで商品化されずに、同一経営内で絹に織られていたために、生糸をめぐる対立が繭買入れの面にもみられる。<sup>40)</sup>しかし、福光の史料はどれも養蚕家・製糸家・糸挽の一体的な利益を強調している。それは生糸産地としての福

36) 加賀藩における大庄屋。石崎家は当時、石黒組35ヶ村の十村役であった。

37) 前掲14)。

38) 前掲35)。

39) 井波町立図書館蔵。

40) 前掲29)。

光と、それを消費する加賀絹産地、特に小松との対立がより激しかったためであろう。

生糸を領外に売らせず、生糸の値段を下げ、専ら領内絹織用として使わせようとする移出禁止令にはすでに生糸流通をめぐる両者の対立がひそんでいる。それは加賀絹生産と福光の生糸生産のバランスが崩れた時に表面化する。それは福光が文政5年(1822)、生糸の領外移出を願い出たことに端を発した。移出禁止令の出された文化9年(1812)頃、約3千把であった福光の生糸生産はこの年には5,581把にもなっている。他方、加賀絹を売捌いていた京都西陣において、丹後縮緬の進出が著しく、年20万疋にも達し、加賀絹は押えられ、年10~15万疋にとどまったといわれる。<sup>41)</sup>

福光は移出願いの理由として、「近年は小松等絹商売前々より不景気に相成」「小松・城端へ買入申糸年々減少仕運方相淀」「城端井波…多分ハツ尾并五ヶ山糸を相弁申」「其上近年甲州上州より糸多く入込申に付、福光村産物之糸甚値段下落」したことをあげている。<sup>42)</sup> 移出糸一把について冥加銀5分上納を条件として移出が許可された。320把の生糸が大聖寺へ移出されたが、これをめぐって小松や城端と複雑な紛議がおこっている。絹の保護が念頭にある藩は移出願が提出されると、まず、小松などの絹屋に入用の生糸ではないかを尋ねるのを常としたために混乱が激しくなっている。その後、ほぼ毎年移出が許可されるが、いつも小松などの絹屋との争いが起っている。藩の基本政策はいざん移出禁止であったから、移出願にも加賀絹用に必要な量の確保を申し出ねばならなかった。

資金の回転に頭を痛める製糸家と絹屋の対立は生糸移出許可の時期をも問題とした。文政6年末、毎年10月になったら売残り糸について許可してほしいと福光が願い出たのに対して、「以来年内者津出御聞届不被仰付候間、其節出来之糸、翌年春へ越糸に相成候分、津出可被仰付」ことになり、<sup>44)</sup> 移出許可が恒常化した点で、禁止令の緩和であった。さらに天保7年(1836)には釜役冥加として銀20枚上納を条件に「以来毎歳八月中三ヶ所(小松・城端・井波一引用者注一)入用之糸買取候様申渡候間、九月に相成候而、出津相願候はば可承届」ことになり、<sup>45)</sup> 福光に有利となったことはいうまでもない。

このような達しが出される背景として、福光における生糸の滞貨がある。年平均5,000把の生産のあった天保1~5年の生糸は翌年の4月末に平均900把も売れ残ってい

41) 城端町編；城端町史，昭和34年，p.317.

42) 前掲35)など。

43) 「首代糸津出願出候所小松絹屋共及懸合候儀に付御場御紙面一卷留」(文政5年6月)など。

44) 「小松町奉行願添紙面」(文政6年12月)および前掲14)。

45) 前掲14)。

46) このような滞貨の原因として考えられる点は次のようである。加賀絹生産不振による領内生糸消費量の減少、領内の「絹出来仕候ヶ所は何方にも他国他領より糸無構買入年内夫々手当<sup>47)</sup>していること、移出許可量が小松などの反対で増加しなかったこと、小松が評価した（もっと後であるが）ように、福光の生糸の質が飛騨白川・越前今庄・越中八尾などのそれより劣っていたことなどである。大量の滞貨をさばくために、藩は移出禁止令を緩和し、許可を早期に、しかも大量に行なわざるをえなかった。

第6表 小松絹用生糸の品質と使用量の順位

「小松町例年相用來候糸堅横井位付等之覚」による。

産地	品質	使用量	縦横	
加賀能美郡	11	1	縦横糸	○
越中福光	9	2	横糸	○
“今石動	8	3	“	○
“八尾	6	4	縦糸	
加賀江沼郡	12	5	縦横糸	×
飛騨白川	1	6	縦糸	
越前粟田郡	5	7	横糸	×
加賀白峰	10	8	縦横糸	×
美濃郡上郡	3	9	縦糸	×
越中五ヶ山	7	10	“	○
越前今庄	2	11	横糸	×
信州	4	12	縦糸	×

○印…藩内、×印…万延元年に買入れのなかった糸

(文久元年小松の報告)

福光に残されている文書のほとんどはこの移出許可をめぐる小松との争論に関するものであるが、福光が領内においては比較的自由的な売買を許されていた繭・生糸を一手に支配する問屋設立に反対した史料もある。このような願いを出したのは文化9年金沢石引町、飯田屋理助、文政7年金沢金屋町、赤倉屋八郎兵衛、文久元年今石動役人、元治元年金沢下堤町、組屋徳右衛門などであった。<sup>48)</sup>いずれも取締りを厳重にすること、口銭を取り立てること、冥加銀を上納することなどを願い出ている。このような特権的問屋の設立に対して、福光は売先が狭くなり、糸値が下がり、養蚕家まで迷惑することなどをあげて反対している。また、福光村の金屋半四郎という宿屋が文政年間に「糸綿宿主附寄人にて相臨度旨願出」た際にも製糸家達はこれを阻止しているのである。<sup>49)</sup>

このような生糸をめぐる争論に示される福光の態度は封建的独占化に反対する在郷商人のそれであるように思われる。

(5) 流通 福光の生糸は商品として村外へ販売される。その流通については「取扱之義者、所方糸綿仲人共右糸売買仕申候。仲人口銭之義者糸売把に付売人五分取請」「糸売先之義者小松城端等之者共人々手前の方へ罷越買入申義に御座候て年により

46) 同上。

47) 同上。

48) 福光町立図書館および井波町立図書館の所蔵文書による。

49) 前掲13)。

右買入宿十軒又者十五軒御座候て、買入宿主糸耆把に付小松売者耆奴、井波、城端売者五分買入を取請」といわれている<sup>50)</sup>。糸綿仲人は多く米銭仲人でもあり、天保12年に9人、安政3年にも9人いた<sup>51)</sup>。9人に人数が限られていたとも考えられる。別にいた目形改役人と同じく郡奉行所で誓詞を出しており、役人的色彩が濃く、売買に際しても単に仲介のみをしている。目形改役人は「売買之節目形相改札を付印章相渡」し、仲人口銭5分のうち5厘を改料として取り、5厘を「村方貯用」としていた。買入宿というのは普通の宿屋が糸綿仲人と買い入れに来た絹屋との売買の場所を提供したのであろう。しかし、買入宿は特に領外からの注文をうける場合や移出の際の荷主になっている場合もあり、流通組織の要となっていたようである。例えば、最初の移出許可の際(文政5年)大聖寺へ売られた生糸の注文をうけたのは前述の金屋半四郎であり、大聖寺まで運んだのはその息子であった<sup>52)</sup>。また、文久元年～慶応元年5年間の領外移出生糸12,406把の荷主の筆頭である西勝寺屋弥三次(6,500把)はこの買入宿主であった<sup>53)</sup>。買入宿は一種の糸市の機能を果すもので、産地問屋ではない。買入宿が免許制であったかどうかは不明であるが、冥加に触れた史料もなく、上述のように単に世話料のみを取っていることから、免許制とは考えにくい。

福光糸の多くは小松へ売られた。小松の需要が領内で最も多いこと、城端・井波は背後に良質の生糸産地、五箇山・飛騨白川を控えていたこと、井波では前述のように絹屋

第7表 福光における繭・生糸の相場

「直段ニ付覚写」による。

品 目	青 田 米	春 繭	夏 繭	春 蚕 糸	夏 蚕 糸
(単 位)	(7月. 石当り)	(貫当り)	(貫当り)	(把当り)	(把当り)
文 政 4 年	34	23	18	95	88
" 10 "	45	22	18	97	93
天 保 4 "	64	22	18	100	94
" 10 "	90	39	30	157	154
弘 化 元 "	56	29	22	109	103
嘉 永 3 "	68	24	17	102	?
安 政 6 "	84	37	32	163	185
慶 応 3 "	250	125	115	597	450
明 治 2 "	900	375	?	1400~1700	

単位：銀匁

50) 同上。

51) 前掲3), 24。

52) 「(大聖寺へ移出につき)委細書付を以て奉申上候」(文政5年7月)。

53) 前掲18)および「曾代糸并真綿他国出津御聞届高之内切出帳」(元治元年～慶応元年)。

が糸挽をも行なっていたことなどが、比較的遠くの小松への販売を多くさせたと考えられる。天保6年には「大体五千把余出来仕候内、年々小松表へ貳千四五百把斗りも買入申候。其余城端、井波へも買入申候得共是者少分之義に御座候」とあり、また、小松も移出を阻止しようとする願書の中ではあるが、「当時者過半福光糸を以て絹出来仕候」といっている。<sup>54)</sup>加賀絹として使われたのは主に春蚕糸であった。春蚕糸に比べて、天明年間以後に越中に普及した夏蚕糸は質が劣り、値段も5～10%ほど低かった。福光生糸の滞貨の多くは夏蚕糸であったのではなからうか。

文化9年以前にも領外へ売ったことはすでに述べたが、売先を知ることができない。文政5年にはじまる移出許可は文政11年には1,015把、天保1～5年には45～917把というように年毎の差が大きい。天保6年産の生糸はその2割5分(1,200把)が翌年に持ち越され、うち563把が越前福井へ売られている。<sup>55)</sup>天保6年頃に約2,500把であった小松への販売量は万延元～文久2年には平均1,700把(生産の29%)にすぎなくなり、一方、領外移出が2,400把(同41%)にもなっている。文久2年の場合、6,780把の生産生糸のうち年末までに売った6,167把の販路は小松20%・井波8%・城端4%など領内42%に対して、領外は越前29%・京都11%・江戸11%・越中八尾7%の計58%をしめるにいたっている。同じ頃、大聖寺・信州・越後・伊勢崎などへ売られたこともある。前年には京都へ36%が売られ、領内への42%に匹敵している。<sup>56)</sup>領外では越前・京都が重要な販路であったと考えられる。

小松中心から販路が領外に拡大していることが知れよう。小松における天保9年の絹仲の株仲間解散、嘉永4年のギルド的統制の廃止<sup>57)</sup>にもみられるように、藩の政策転換が行なわれたのである。このような転換を余儀なくさせたのは古い封建的領国経済政策のゆきづまりと、小松や金沢などの特権的商業に対する福光など農村に直接基盤をもつ在郷町の商業の台頭であろう。

あとがき 幕末・明治初期に北陸第一の製糸業中心地であった福光は明治後期以後わが国製糸業が著しく拡大してゆくなかで、衰退して、その姿をほとんど、とどめなくなる。

その原因として考えられるのは次の点である。(1)福光の生糸生産そのものが加賀藩の

54) 前掲14)。

55) 同上。

56) 前掲18) および「(文久元年) 曾代糸出津願上申書」「(元治元年) 曾代糸他国出津願書上之覚」「(元治元年) 曾代糸他国出津願届方願」

57) 石川県編：石川県史，第3篇，昭和15年，pp. 923～5。

政策のもとにはじめて発展しえたこと。(2)幕の近や土米糧糶みかす不肖の云々、して加賀や能登からも仕入れねばならなかったこと。(3)北陸地方の繭が自然条件の関係で質が劣り、かつ明治以降その生産があまり伸びなかったこと。(4)広範囲から繭を集めねばならなかったので、商人の支配が強固だったこと。(5)明治以降、完全に綿布にとってかわられてしまう麻布織との兼業の形で糸挽が展開していたこと。(6)製糸家の多くも兼営であったこと。(7)北陸絹業地に近接することが、輸出市場よりも国内市場むけ生糸に指向させ、座繰小経営を温存させたこと。(8)絹を特産とする加賀藩の厳しい販路規制をうけたことである。

(5)が最も福光の特殊性を示しており、麻布生産減少との関連が問題であろう。しかし、北陸地方全体に養蚕、製糸業は明治以降、あまり拡大していないのであり、(3)と(7)の作用も大きい。(1)に関連して(2)および(4)が生じ、(8)はまた(1)に結びついている。

福光の製糸業は絹を重要移出品とする加賀藩の絹保護政策のもとで発展し、それゆえにまたその販路について厳しい統制をうけることにもなった。信州や上州などの生糸産地はすでにかなり以前から領国経済のわくをこえて京都西陣へ生糸を登せており、開港以後の拡大する輸出市場への急速な対応の基盤ができていた。これに対して、福光が輸出市場に対応できなかった要因は領国経済上の政策のもとで発展したために基盤そのものが弱体であったことのほかに、藩の販売規制の厳しさにも求めうるのではなかろうか。

筆者はさらに広い視野から上述の諸要因を製糸業の立地研究のなかで検討してゆきたいが、その際に、ここでは触れなかった製糸資本の性格についての追求が重要であると考えている。なお以上紹介した福光のケースに類似した事例などご教示たまわれれば幸いである。

付記：この小文をまとめる際にご指導いただいた名古屋大学の喜多村俊夫・松井武敏両先生、現地においてご便宜を計っていただいた福光町史編集会石崎俊彦氏にここに厚く感謝の意を表したい。なお本文の要旨は昭和43年5月の名古屋地理学会例会で報告した。 昭和43年12月

(東京都立大学理学部助手)